

介護保険負担限度額認定制度について

1 介護保険負担限度額認定制度とは

本制度は、所得の低い方が次の施設へ入所・入院又はショートステイを利用する際の食費・居住費を軽減する制度です。なお、グループホームや有料老人ホーム等は軽減施設の対象外です。

- (1) 特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム（特養・地域密着特養）
- (2) 老人保健施設（老健）
- (3) 介護療養型医療施設（療養病床）

2 制度の対象者

対象者は、次の条件をすべて満たす方になります。

- (1) 本人及びその配偶者（内縁関係も含む）が市民税非課税であること
- (2) 本人と住民票上、同一世帯である方が市民税非課税であること
- (3) 資産が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること

3 申請に必要な書類

- (1) 介護保険負担限度額認定申請書及び同意書※1（町田市HPに様式と記入例があります）

※1 本人及び代理申請者の印鑑（シャチハタ不可）の押印が必要です。（後見人の場合は本人印不要）

- (2) 申請時の添付書類

資産種類	提出書類	必要なページ等
預貯金 定期預金	通帳の写し ※2	銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるページ
		直近2か月以内の預金残高がわかるページ
		年金がある方は、振り込まれていることが確認できるページ
		※通帳が複数ある場合は、全て提出が必要です
現金（タンス預金）	-	自己申告のため資料不要
その他資産※3	通帳以外の写し ※2	投資信託や有価証券、金・銀などは、名義人がわかるページ
		直近2ヶ月以内の取引金額・時価評価額がわかるページ
負債	借用書の写し	本人又は配偶者名義であることがわかるページ
		貸付額、返済期限、署名、捺印があるページ

※2 インターネット銀行等の場合は、残高証明書等でもかまいません。

※3 生命保険等や不動産、動産、貴金属等は資産に該当しません。ただし、定期預金と同じ性質しか有さない生命保険等は預貯金と同等と見なす場合があります。

- (3) 課税（非課税）証明書 **次の条件に一つでも該当する方はご提出ください**

- ① 2017年1月2日以降に町田市へ転入された方（本人・配偶者の証明書）
- ② 市外の対象施設に入所・入院し、市外に住所を異動している方（本人の証明書）
- ③ 配偶者が市外にいる方（配偶者の証明書）

4 申請先（郵送可）

町田市役所介護保険課給付係（〒194-8520 町田市森野2-2-22）
入所・入院又を利用している施設（町田市内施設のみ）

5 有効期間と更新 7月末までが有効期間なので毎年更新申請が必要になります

(1) 有効期間

介護保険の認定を持っている方：申請月の1日※4から次の7月31日まで

介護保険の認定を持っていない方：認定を受けた日※4から次の7月31日まで

※4 月をまたがっての遡り認定はできません。対象施設利用の際は忘れずに申請してください。

(2) 更新申請

有効期間が切れる前に更新のご案内を送付しておりましたが、2018年度から更新のお知らせ方法を変更いたします。更新のお知らせは、利用している施設や担当のケアマネジャーから制度の対象となる方へ、制度内容に関する説明とともに行い、町田市ホームページにて例年6月下旬に公開し、7月から受付を開始しますので、ご確認の上、介護保険課給付係又は施設へ申請していただくようお願いいたします。

	更新のお知らせ方法	変更理由
2017年度まで	更新のご案内通知を送付	・施設による申請状況の把握（申請漏れを防止する）
2018年度から	町田市ホームページや広報、施設や担当ケアマネジャーからご案内	・サービス未利用者や制度対象外の方からの申請を減らし、申請者への結果通知までの時間を迅速化

(3) 町田市ホームページでの掲載場所

トップページ>医療・福祉>介護保険>介護保険サービスの費用負担>施設入所時の食費・居住費を軽減する制度

(<https://www.city.machida.tokyo.jp/iryo/kaigo/hutan/hutangendogaku.html>)

6 制度変更について

2016年度から非課税年金を所得要件に追加することになりました。

この変更は2015年4月に市で作成した『新しい介護保険制度改正のお知らせです』や市が開催した説明会で市内の施設やケアマネジャーへお知らせしてきましたが、一部の方から制度に関するお問い合わせがありましたので、改めてご案内いたします。

	利用者負担段階 第2段階	利用者負担段階 第3段階
変更前	申請者の前年の課税年金収入＋合計所得が80万円以下の者	申請者の前年の課税年金収入＋合計所得が80万円を超える者
変更後	申請者の前年の年金収入※5＋合計所得が80万円以下の者	申請者の前年の年金収入※5＋合計所得が80万円を超える者
共通の所得要件（変更なし）	○非課税世帯であること ○配偶者が非課税であること ○単身で1,000万円、夫婦で2,000万円超の資産がないこと	

※5 年金収入とは、課税年金に加え、非課税年金（遺族年金・障害年金等）を含んだものになります。

7 利用者負担段階

利用者 負担段階	負担限度額（日額）		段階の判断要件		
	居住費（滞在費）	食費			
第1段階	多床室	0円	300円	<ul style="list-style-type: none"> ・本紙2（制度の対象者）に該当かつ ・生活保護又は老齢福祉年金受給者 	
	従来型	特養・地域密着特養 320円			
	個室	老健・療養型 490円			
	ユニット型	準個室			490円
		個室			820円
第2段階	多床室	370円	390円	<ul style="list-style-type: none"> ・本紙2（制度の対象者）に該当かつ ・申請者の前年の年金収入 +合計所得が80万円以下の者 	
	従来型	特養・地域密着特養 420円			
	個室	老健・療養型 490円			
	ユニット型	準個室			490円
		個室			820円
第3段階	多床室	370円	650円	<ul style="list-style-type: none"> ・本紙2（制度の対象者）に該当かつ ・申請者の前年の年金収入 +合計所得が80万円を超える者 	
	従来型	特養・地域密着特養 820円			
	個室	老健・療養型 1,310円			
	ユニット型	準個室			1,310円
		個室			1,310円
第4段階 （非該当）	居住費（滞在費）と食費は入所先の施設が設定している金額になりますので、利用する施設へご確認ください		<ul style="list-style-type: none"> ・本紙2（制度の対象者）に非該当 		

8 第4段階（非該当）でも軽減（特例減額措置）を受けられる場合があります

(1) 以下の条件をすべて満たす方が**第3段階**の取扱いになります

- ①本紙1の(1)～(3)の施設へ**入所・入院**している（ショートステイは対象外）
- ②住民票上の世帯構成員の数が**2名以上**（別世帯の配偶者も数に含める）
- ③世帯員及び配偶者の現金、預貯金、有価証券等の合計額が**450万円以下**
- ④世帯員及び配偶者がその居住用の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に**利用しうる資産を有していないこと**
- ⑤世帯員及び配偶者が介護保険料を**滞納していないこと**
- ⑥世帯員及び配偶者の年間収入から施設利用における1年分の利用者負担（介護費、食費、居住費）**※6**を引いた額が**80万円以下**であること

※6 金額は施設ごとに異なります。施設との契約書や重要事項説明書等でご確認ください。
また、計算する際の食費・居住費は、制度非該当時の施設設定額になります。

(2) 申請に必要な書類（①～③は町田市HPに様式と記入例があります）

- ①介護保険負担限度額認定申請書（特例減額措置）
- ②特例減額における収入及び預貯金等申告書
- ③同意書（特例減額措置）

④収入状況を証明する書類（世帯員及び配偶者）

必要な書類（2017年1月2日以降に町田市へ転入された方のみ必要）	
収入がわかるもの (一例)	公的年金等源泉徴収票の写し
	給与源泉徴収票の写し
	確定申告書の写し

⑤資産状況を証明する書類（世帯員及び配偶者）

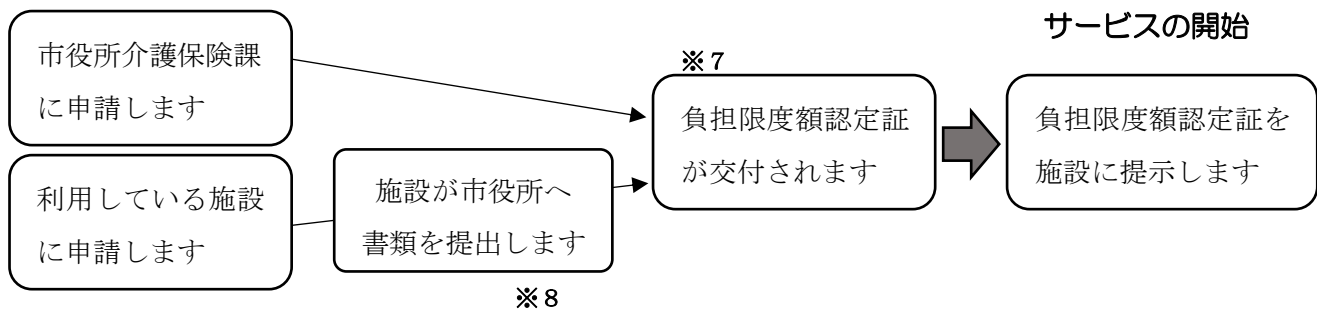
本紙3の(2)申請時の添付書類と同じ

⑥施設の費用、入所・入院状況を証明する書類

提出書類	必要なページ
重要事項証明書写し	介護費負担、食費、居住費の金額が明記されているページ
契約書写し	施設と利用者の契約状況がわかるページ

9 申請から認定までの流れ

申請方法は2通り



※7 新規申請の場合は交付まで約2週間かかります。更新申請の場合は別途送付日を設けます。詳しくは更新の時期に町田市ホームページに掲載します。

※8 市に届くまで時間がかかる場合がありますが、施設への提出日を受付日として取り扱います。

10 注意点

- (1) 申請に書類不備等があった場合は、連絡を差し上げることがありますので、必ず連絡がつく電話番号を記入してください。また、書類不備や所得情報（非課税年金等）を確認できないことにより、結果通知の発送に時間がかかる場合がございますのでご了承ください。
- (2) 申請に書類不備等があり、訂正を依頼した日から1か月以上訂正がない場合は、訂正していただけないと判断し、申請書を返送いたしますので、ご了承ください。
- (3) 虚偽の申告により不正にサービス費の軽減を受けた場合、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、軽減された額及びその最大2倍の額を返還していただくことがあります。
- (4) 2018年8月から介護保険負担限度額認定申請書を提出する際に、個人番号の記載が必須となります。

<問い合わせ先>

町田市役所いきいき生活部介護保険課給付係

住 所 〒194-8520 町田市森野2-2-22

電 話 042-724-4366

F A X 050-3101-6664